

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
30	公営住宅に係る規制緩和(3件)	国土交通省	1~5
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(1件)	国土交通省	
31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2件)	国土交通省	6~9
4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和(1件)	国土交通省	10~21
43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化(2件)	国土交通省	
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(5件)	農林水産省林野庁	22~35
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止(6件)	農林水産省林野庁	
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(2件)	農林水産省林野庁	36~47
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲(1件)	農林水産省	—

通番30:公営住宅に係る規制緩和(国土交通省)

通番58:公営住宅建替事業の施行要件の緩和(国土交通省)

公営住宅に係る規制緩和及び 公営住宅建替事業の施行要件の緩和について

平成26年9月11日
国土交通省住宅局

公営住宅制度の概要

※ は第1次一括法による改正部分

公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの

【供給】

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理
- 国は、整備費等を助成：全体工事費の概ね45%（建設、買取り）又は共用部分工事費の2/3の概ね45%（借上げ）を助成

【整備基準】

- 原則として、以下の基準（省令で規定）に従って整備
 - ・床面積19㎡以上
 - ・省エネ、バリアフリー対応であること
 - ・給排水、電気、便所等の設備があること
 - ・等

→ 条例委任

※ただし、参酌基準を省令で規定

【入居者資格】

○同居親族要件

原則として、同居している親族がある（高齢者、障害者等は除く）

→ 廃止

○入居収入基準

・原則として、月収15万8千円（収入分位25%）以下（政令で規定）

→ 基準金額を条例委任

※ただし、①参酌基準を政令で規定
②収入分位50%を上限

・ただし、高齢者等特に居住の安定を図る必要がある者（政令で規定）について、地方公共団体の裁量により月収21万4千円（収入分位40%）まで基準を引上げ可能

→ 対象範囲を条例委任

→ 基準金額の上限引上げ
(収入分位50%まで)

○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

【入居制度】

○ 原則として、入居者を公募。

○ 特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能（優先入居）

○ 収入超過者

3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者

→ 明渡努力義務が発生

○ 高額所得者

5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円（収入分位60%）を超える収入のある者

→ 地方公共団体が明渡しを請求することが可能

【家賃】

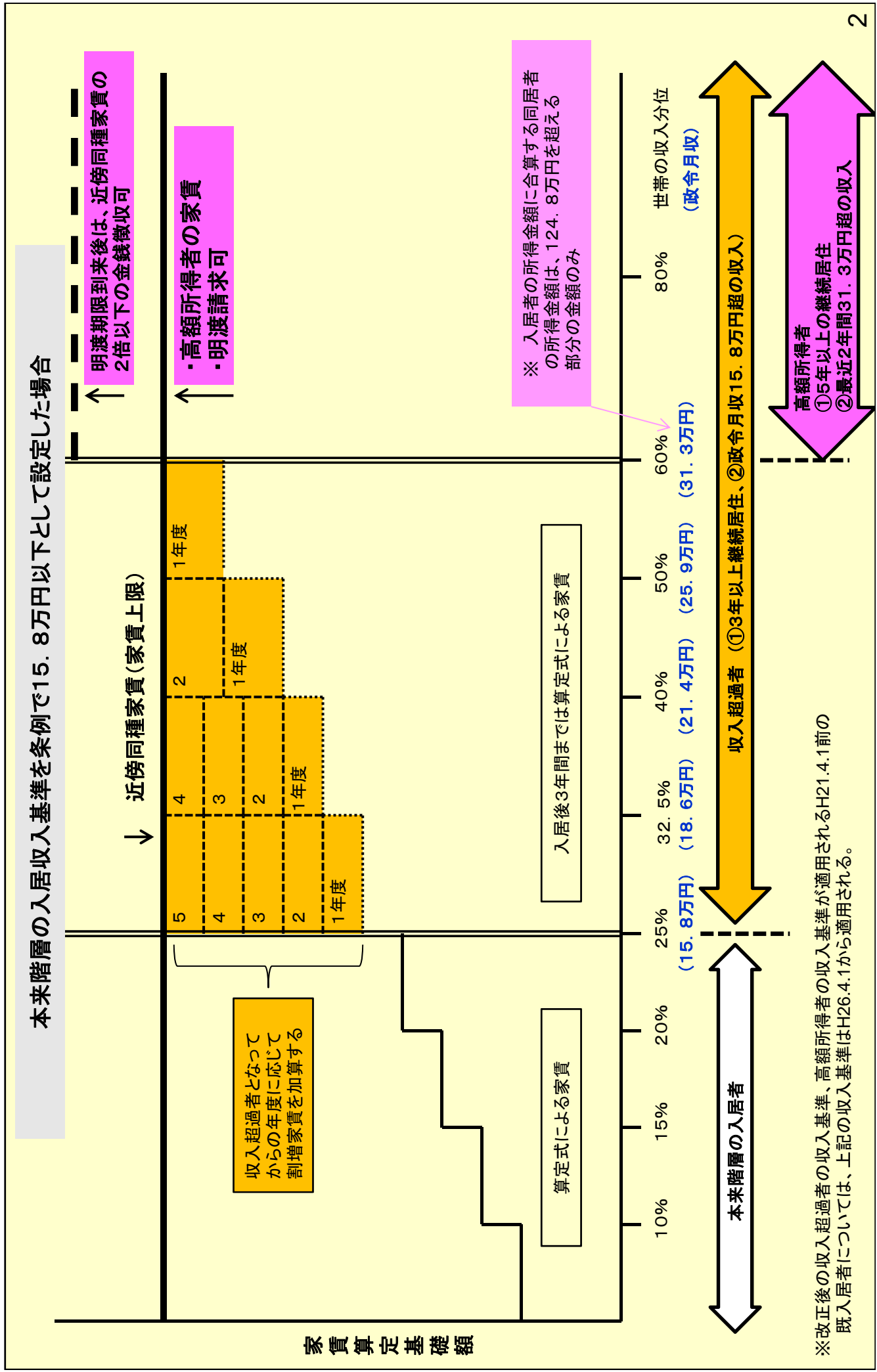
○ 入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

○ 収入超過者の家賃は、収入超過度合いと収入超過者となつてからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃（市場家賃に近い家賃）が適用

○ 高額所得者の家賃は、直ちに近傍同種家賃が適用

1

収入超過者・高額所得者の家賃等



家賃算定基礎額

※改正後の収入超過者の収入基準、高額所得者の収入基準が適用されるH21.4.1前の既入居者については、上記の収入基準はH26.4.1から適用される。

公営住宅制度上の控除一覧

(■ 塗りは公営住宅制度上、独自に措置する控除制度)

控除名	対象者	控除額
同居者控除 ※1 ※2	①同居者 ②所得税法上の控除対象配偶者で入居者・同居者以外のもの ③扶養親族で入居者・同居者以外のもの	38万円
老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、70歳以上のもの	10万円
老人扶養親族控除	所得税上の扶養親族(配偶者除く。)のうち、70歳以上のもの	10万円
(特定)扶養親族控除 ※3	所得税法上の扶養親族(配偶者除く。)のうち、16歳以上23歳未満のもの	25万円
障害者控除	入居者・同居者控除の対象者(特別障害者控除の対象者を除く。)に以下の障害者がある場合 ①児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医の判定により軽度・中度の知的障害者とされた者 ②2級、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ④戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑤65歳以上の者で、障害の程度が①③に準ずるものとして市町村長等認定を受けたもの	27万円
特別障害者控除	入居者・同居者控除の対象者に以下の障害者がある場合 ①事理弁識能力を欠く常況にある者 ②児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされたもの ③1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、特別項症から第3項症までのもの ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する者 ⑧65歳以上の者で、障害の程度が①②④に準ずるものとして市町村長等認定を受けた者	40万円
寡婦控除	所得税法上の「寡婦」(納税者本人である場合) ①夫と死別・離婚した後婚姻していない者・夫の生死の明らかでない者で、扶養親族・生計を一にする子(他者の控除対象配偶者・扶養親族とされている者、その年分の合計所得金額の見込額が38万円を超える者を除く。)があるもの ②夫と死別した者・夫の生死が明らかでない者のうち、合計所得金額が500万円以下のもの	27万円
寡夫控除	所得税法上の「寡夫」(納税者本人である場合) 妻と死別・離婚した後婚姻していない者・妻の生死が明らかでない者のうち、生計を一にする子(他者の控除対象配偶者・扶養親族とされている者、その年分の合計所得金額の見込額が38万円を超える者を除く。)がある者で、合計所得金額が500万円以下のもの	27万円

※1 控除対象配偶者、扶養親族以外の同居者も対象。

※2 0～15歳の扶養親族も対象。

※3 16～18歳の扶養親族も対象。

【目的外使用】

公営住宅法に定められた入居資格がない者に対しては、その「用途又は目的を妨げない」(地方自治法第238条の4第7項)場合、大臣承認(補助金適正化法第22条)を得れば、目的外使用(使用許可)させることができる。なお、予め一定の類型については、法令や通知により、大臣承認を得ることができている。

【目的外使用の対象】

○法令で明示しているもの

- ・虐待を受けた児童等
(児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業)
- ・高齢者(老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業)
- ・精神障害者、知的障害者、身体障害者
(障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業)
- ・ホームレス(自立支援事業により就業したもの)

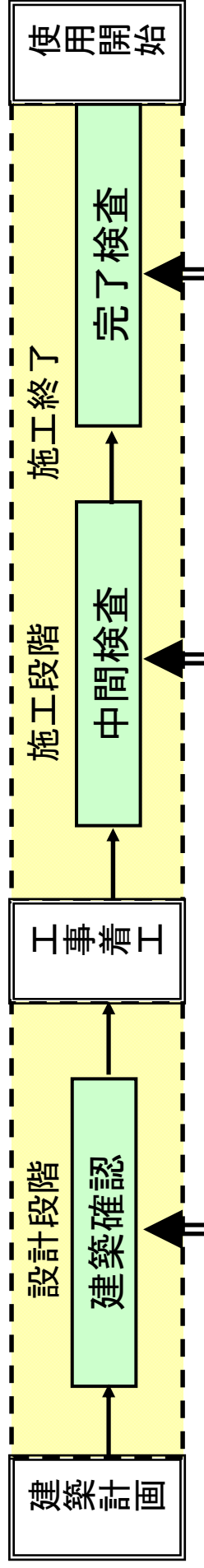
等

備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和について

平成26年9月11日
住宅局

建築基準法（昭和25年法律第201号）について

○建築物の使用までの手続き(新築、一定の増改築、用途変更等)



建築主事又は指定確認検査機関

建築基準への適合性を審査

■ 単体規定【建築物の安全性確保】

- 敷地（衛生・安全の確保）
- 構造（地震等による倒壊の防止・人命の確保）
- 防火・避難（火災からの人命の確保）
- 一般構造（衛生・日常安全の確保）
- 設備（設備の衛生・安全の確保）

■ 集団規定

健全な市街地環境の確保のために、接道規制、用途規制、建ぺい率、容積率等を規制

建築確認の対象について

○防火地域・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で、その床面積の合計が10㎡以内のときを除き、建築確認手続きは必要。(法第6条第1項・第2項)

【建築基準法で定める建築確認の対象】

	用途・構造	規模	工事種別
① 法第6条 第1項 第1号	特殊建築物(学校、病院、劇場、旅館、共同住宅など不特定多数の人が利用する建築物等)	床面積が100㎡より広い	
② 法第6条 第1項 第2号	木造建築物	次のいずれかに該当するもの ・3階建以上 ・延べ面積が500㎡より広い ・高さが13メートルより高い ・軒高が9メートルより高い	<ul style="list-style-type: none"> ・建築(新築・増築・改築・移転) ・特殊建築物への用途変更 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替
③ 法第6条 第1項 第3号	木造以外の建築物 (鉄骨造、鉄筋コンクリート造など)	次のいずれかに該当するもの ・2階建以上 ・延べ面積が200㎡より広い	
④ 法第6条 第1項 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内・準都市計画区域内 ※知事が都計審の意見を聴いて指定する区域を除く ・準景観区域内 ※市町村長が指定する区域を除く ・知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内 の上記①～③以外の建築物 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築(新築・増築・改築・移転) <p>※ただし、防火地域・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で床面積が10㎡以内のときは、建築確認手続きは不要(法第6条第2項)。</p>

小規模建築物の建築について

○10㎡未満の倉庫は建築士による設計は不要

(参考)建築士法(昭和25年法律第202号)(抄)

(一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の二 前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合にお

いては、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの ←スチール製が該当

二 延べ面積が百平方メートル(木造の建築物にあつては、三百平方メートル)を超え、又は階数が三以上の建築物 ←アルミ製が該当

2・3 (略)

○10㎡未満の倉庫に適用される建築確認・検査手数料の平均(都道府県)は約22,000円

(参考)小規模建築物の建築確認・完了検査に係る手数料(例)

	区分	確認申請	完了検査	合計
東京都	床面積の合計が30㎡以内のもの	5,600円	11,000円	16,600円
神奈川県	床面積の合計が30㎡以内のもの	10,000円	16,000円	26,000円
愛知県	床面積の合計が30㎡以内のもの	6,000円	17,000円	23,000円
福岡県	床面積の合計が30㎡以内のもの	10,000円	15,000円	25,000円

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

1. 都市公園への太陽電池発電施設の設置に係る改正の背景

○ 平成24年11月に、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則の改正により、太陽電池発電施設等を占用物件に追加し、技術的基準等を定めた。

改正趣旨

○ 近年の環境意識の高まりから、都市において化石燃料以外のエネルギーの利用や化石燃料の効率的利用が求められていく中、太陽電池発電施設などの環境への負荷の低減に資する発電施設等を設置する場所が必要とされており、

○ このため、都市公園をこれらの施設の設置場所として、公衆の利用に支障を及ぼさない範囲で利用することができるようにするため、占用物件の範囲の拡大等を行った。

■都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)抄

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

(占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同条第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

■都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)抄

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第五条の三 令第十二条第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一 太陽電池発電施設

(災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準)

第七条の二 令第十六条第六号の二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

三 第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

2. 太陽電池発電施設の設置に係る技術的基準について

都市公園法施行規則第7条の2第3号に定められた技術的基準(抜粋)
「**既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと**」

○ 環境負荷の低減に資する太陽電池発電施設であっても、広場等に設置された場合には、当該広場の広場としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれる恐れがあるので、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築面積を増加させない範囲内で認めることとしたものである。

(「都市公園法解説(改訂新版)」より)

(参考)

都市公園法施行規則改正時には、「既設の建築物」として、公園施設としての一定の規模の屋根や屋上を有する運動施設(野球場等)、教養施設(図書館等)、便益施設(駐車場)等が想定されていた。

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

3. 太陽電池発電施設の設置に係る技術的基準の考え方(1)

○ ご提案の太陽電池発電施設が、「建築物」に当たるかどうかについては、建築基準法に基づき、建築主事が個別具体的に判断することとなる。

※ なお、都市公園法では、公園施設の建築面積については、各地方公共団体が条例で定める建ぺい率の基準を超えられない。(都市公園法第4条)

■ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)抄

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

(参考)

(国住指第4936号平成23年3月25日)

各都道府県、建築行政主務部長 宛

国土交通省住宅局建築指導課長

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて
(抜粋)

第2 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

3. 太陽電池発電施設の設置に係る技術的基準の考え方(2)

- ご提案の太陽電池発電施設が建築物に該当する場合、当該発電施設が「既設の建築物に設置されている」かどうかについては、公園管理者が個別具体的に判断することになる。
- 一般論として、公園施設である駐車場の屋根としての機能と占用物件である発電施設としての機能を併せ持つ太陽光発電施設として解釈できる場合、通常、都市公園としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれるおそれはないと考えられる。
- したがって、このような発電施設は、「既設の建築物に設置されている」とみなして差し支えない。

(参考) 太陽電池発電施設の設置例



はまであら

浜寺公園(大阪府高石市)

- 園内の休憩施設の屋根の上部に設置。
- 休憩施設となる日よけを設置するとともに、その上に太陽電池発電施設を設置し、施設の照明の点灯に活用。



とやのがた

鳥屋野潟公園(新潟県新潟市)

- 園内の事務所の屋根の上部に設置。
- 太陽電池発電施設により発生した電気を施設の照明等の点灯に活用。



ほうじょう

北条公園(愛媛県松山市)

- 園内の体育館の屋根の上部に設置。
- 太陽電池発電施設により発生した電気を施設の照明等の点灯に活用。
- なお、発生した余剰電力は電力会社に売電している。

(参考)都市公園法の概要

都市公園・公園施設の定義

都市公園

- ① 国営公園
- ② 地方公共団体が設置する公園

公園施設

＜都市公園の効用を全うする施設＞
 園路、広場、植栽(修景施設)、休憩所(休養施設)、ぶらんこ(遊技施設)、野球場(運動施設)、植物園(教養施設)、売店(便益施設)、門(管理施設)等

都市公園の設置・管理基準等に係る規定

設置

- ・都市公園供用開始の要件
- ・都市公園の設置基準
- ・公園施設の設置基準等

管理

設置・管理に係る国・地方公共団体等の費用負担割合等

- ・公園管理者(国・地方公共団体)
 - ・公園管理者以外の者の公園施設の設置等
 - ・兼用工作物の管理
 - ・占用許可物件(占用物件:電柱・水道等)
 - ・都市公園内での禁止・許可行為事項
 - ・都市公園の保存
 - ・占用料・使用料の徴収等
- ※斜体は、地方公共団体の設置する公園について、その条例に委任されている事項

その他

- ・立体都市公園に関する規定
- ・地方公共団体への補助金交付規定
- ・公園管理者による監督処分・罰則規定
- ・私権の制限に関する規定
- ・不服申立てに関する規定等

＜法目的＞ 都市公園の健全な発達・公共の福祉の増進

(参考)都市公園の占用

都市公園は、休息、レクリエーションの場、都市環境の改善、生物多様性の確保等、災害時における避難地等、**多面的な機能を持った公共オープンスペース**という性格を有する。

このため、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、**公園管理者の許可が必要**。

＜都市公園法6, 7条＞

＜都市公園法施行令12～17条＞

＜都市公園法施行規則5～8条＞

占用物件の許可条件

※占用物件として許可されるためには、以下の条件を全てを満たす必要がある。

- ① 占用が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないこと
- ② 必要やむを得ないと認められること
- ③ 政令で定める技術的基準に適合すること
- ④ 物件が以下のものであること

(例)電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公衆電話、
災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物 等

※**占用期間**:10年以内で政令で定める期間(物件により異なる期間が設定されている)

占用に係る規制

- ・外観・構造に係る規制
- ・設置基準規制(地下埋設義務、建築面積規制 等)
- ・設置に係る工事要件

都市公園の保存(公益上特別の必要がある場合)

1. 都市公園の保存規定の趣旨

- 都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有している。
- このような緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要であるため、保存規定が設けられた。
- このため、他の都市計画事業が施行される場合や公益上特別の必要がある場合等、他に、みだりに都市公園を廃止してはならないこととされた。

■ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二・三 (略)

都市公園の保存(公益上特別の必要がある場合)

2. 「公益上特別の必要がある場合」について

公園管理者が公益上特別の必要があると判断すれば、都市公園の廃止は可能。

○ 「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要だという場合のことである。この判断は、最も慎重に行わなければならないが、その客観性を確保するため、あらかじめ公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞く等の運用を行うことが好ましいと考える。

(「都市公園法解説(改訂新版)」より)

■ 都市公園法運用指針(平成24年4月国土交通省都市局)抜粋
(参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

都市公園の保存

(都市公園法第16条に基づく都市公園の廃止事例)



もとやしき

元屋敷公園(熊本県芦北町)

○下水道施設(ポンプ場)整備のため都市公園を廃止

(都市公園法第16条第1号に基づく廃止)



ぎし

吉志ゆめ公園(福岡県北九州市)

○都市公園を廃止・統合し、代替地に新たに、従前より大規模な公園を整備

(都市公園法第16条第2号に基づく廃止)

(参考)都市公園の廃止手続き

- 都市公園を廃止する場合は、国土交通大臣への報告や都市公園台帳の記載事項の変更などの手続きがある。
- 特に、都市計画施設である都市公園の場合は、公聴会の開催等、別途都市計画法に定められた手続きが必要。

■都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(報告及び資料の提出)

第三十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(参考)都市公園法の趣旨

都市公園法案提出の際の提案理由説明

(馬場建設大臣)

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しなかったのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第であります。

(昭和三十一年三月十五日(衆)建設委員会議事録抜粋)

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会
ヒアリング資料

保安林制度に関する提案について

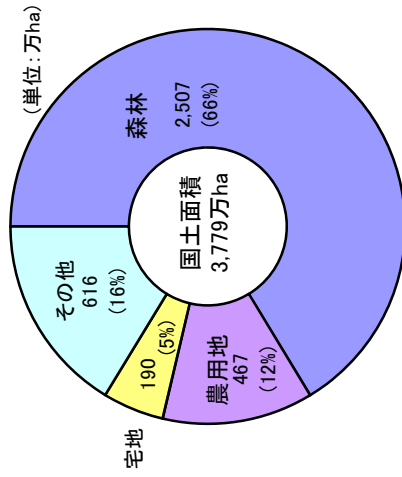
I 指定・解除権限

平成26年9月11日
林野庁森林整備部治山課

1 日本の森林の現状と特色

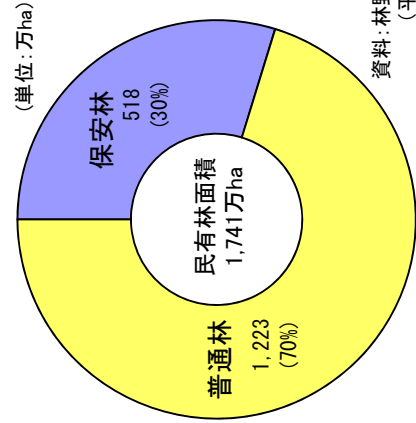
- 我が国は国土面積(約38万km²)の約2/3を森林(約25万km²)が占める世界有数の森林国。
- 森林の約7割(約17万km²)は民有林(公有林+私有林)は民有林(公有林+私有林)。このうち約3割が保安林に指定。
- 日本の国土は険しい山地が占め、河川は他国と比較して急勾配。
- 近年、1時間降水量80mm以上の集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、山地災害の発生リスクが上昇。

■ 国土面積の内訳



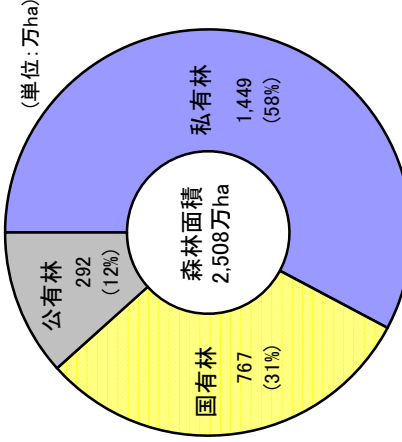
資料: 国土交通省「平成23年度土地に関する動向」
(国土面積は平成22年末現在)

■ 民有林面積の内訳



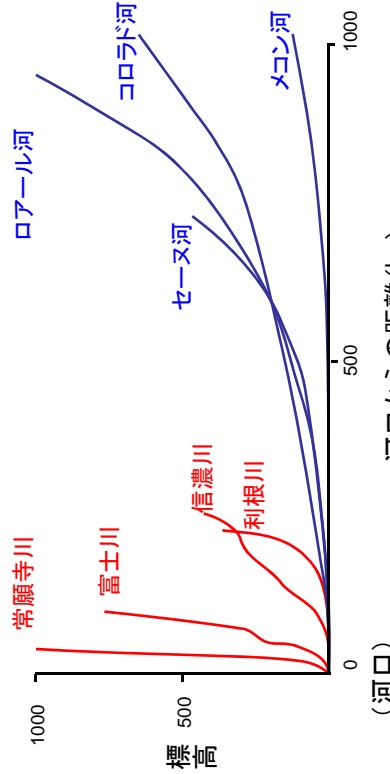
資料: 林野庁山課業務資料
(平成25年3月31日現在)

■ 森林面積の内訳

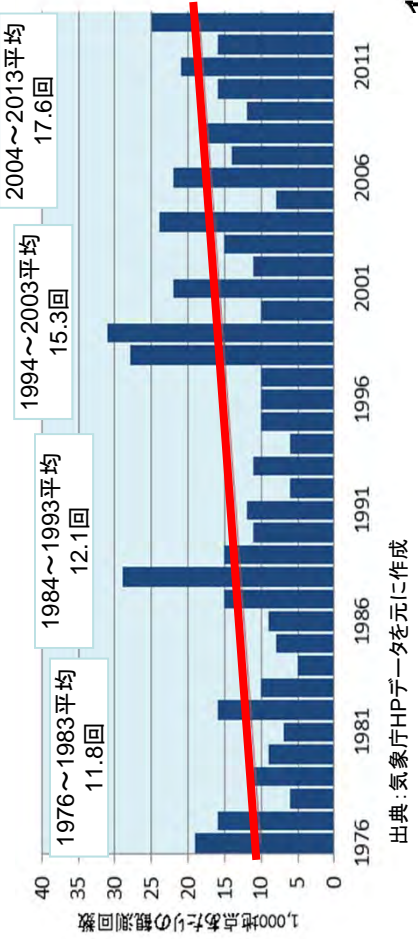


資料: 林野庁「森林資源の現況」
(平成24年3月31日現在)

■ 急峻な地形



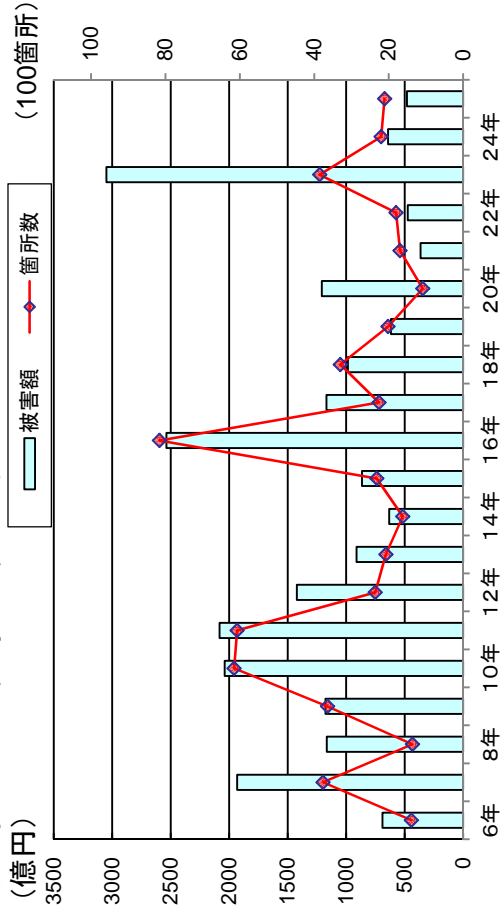
■ 1時間降水量80mm以上の発生回数



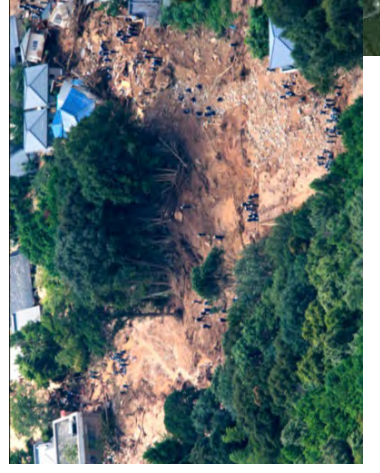
2 近年の山地災害発生状況

- 我が国の森林は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、集中豪雨や地震等が頻発することから、毎年各地で人的被害や家屋等への被害を伴う山地災害が発生。
- 平成元年以降、年平均発生箇所数は約3,700箇所。災害発生件数及び発生地域が毎年大きく変動することが特徴。
- 災害が発生すれば、その影響は、国民の生命・財産に及び、また、行政区界等を超えて広域に及ぶ。

■ 近年の山地災害の発生状況

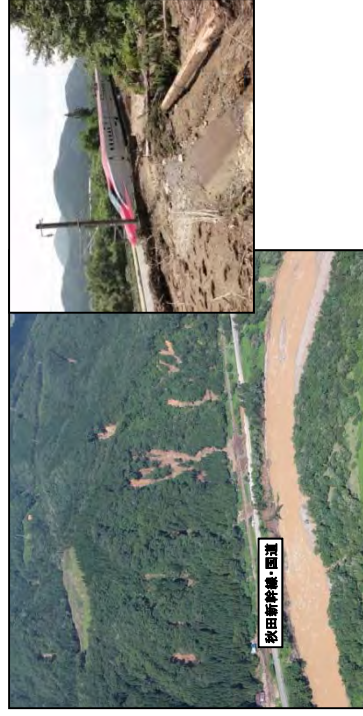


■ 災害の発生状況の事例



広島県広島市 (H26.8.19発生豪雨災害)

→ 死者72名、行方不明者2名、負傷者44名、住宅被害416棟



岩手県雫石町 (H25.8.9発生豪雨災害)

→ 秋田新幹線及び国道46号線が不通



島根県津和野町 (H25.7.28発生豪雨災害)

→ 行方不明者1名、住宅全壊2棟



長野県南木曽町 (H26.7.9発生台風第8号災害)

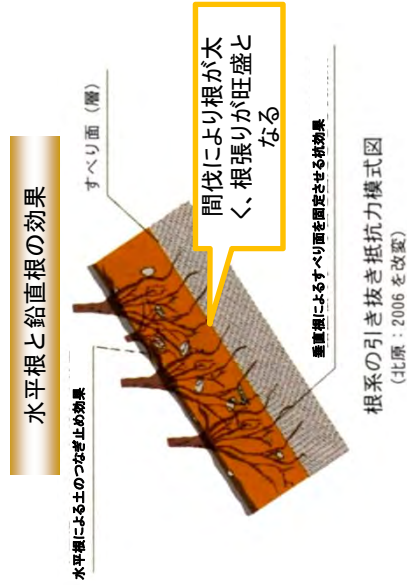
→ 死者1名、JR中央線、国道19号が不通

3 森林の公益的機能

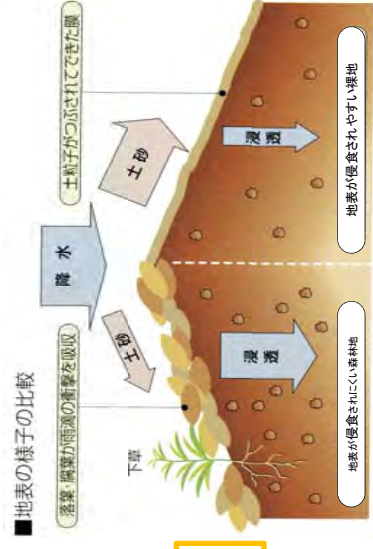
- 森林は、山地災害の防止、洪水の緩和、水資源の涵養、生活環境の保全などの多面にわたる機能を発揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要。
- 国民が期待する森林の働きは、災害防止、温暖化防止、水資源涵養が上位。
- 森林の災害防止機能が発揮されず、災害がひとたび発生すれば国民の生命・財産に直接影響するとともに、交通や物流の遮断等により国民生活や経済活動に広範囲に影響。

■ 森林の公益的機能

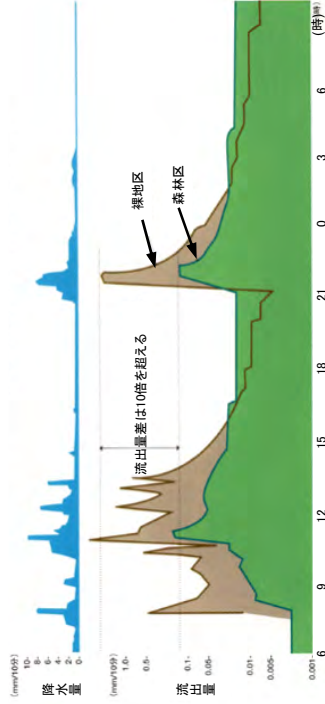
【表層崩壊防止機能】



【表面侵食防止機能】

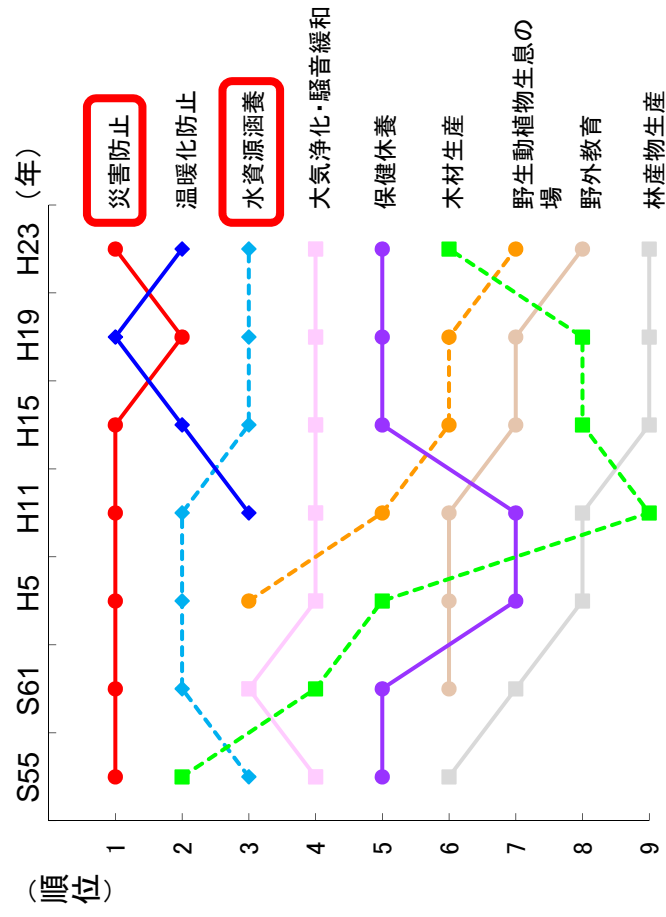


【洪水緩和機能】



出典：福嶋義宏「田上山地の裸地斜面と植栽知者面の雨水流し解析」(1977)

■ 国民が期待する森林の働き



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。

注2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

4 保安林制度の概要

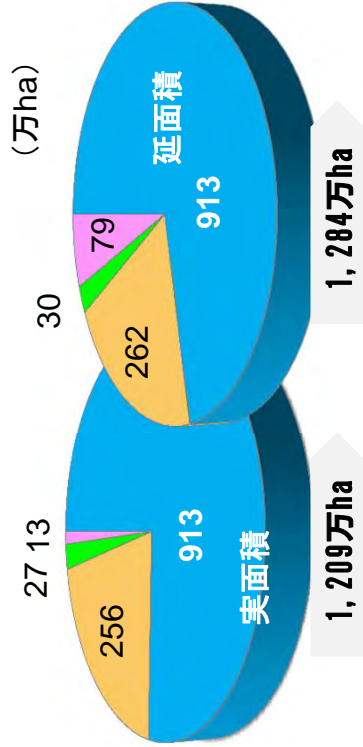
- 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の目的の達成のために必要な森林について、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定。
- 指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件(指定施業要件)を定め、伐採制限や転用の規制等の制約を課すことにより、保安機能の十全の発揮を図る制度。

■ 保安林の種類

- (1号) 水源かん養、(2号) 土砂流出防備、
- (3号) 土砂崩壊防備、
- (4号以下) 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致

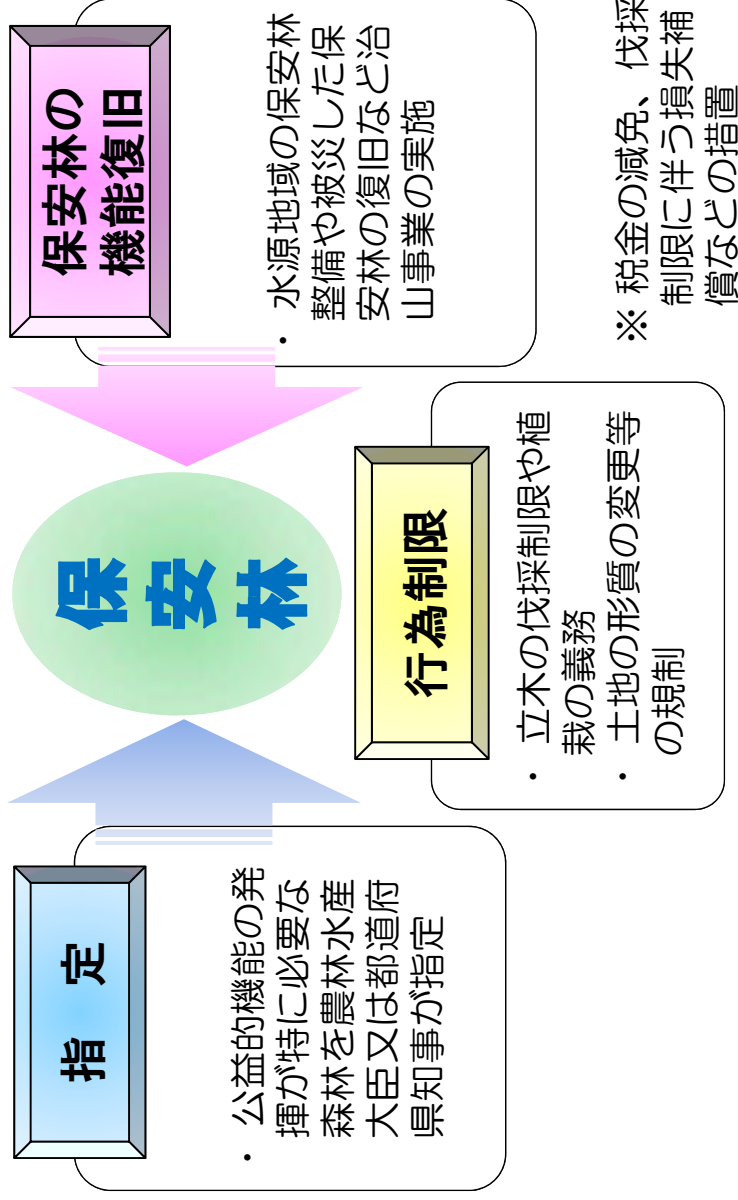
以上、17種

■ 保安林指定面積



- 水源かん養
- 土砂崩壊・土砂流出
- 飛砂・防風・干害防備等
- 魚つき・保健等

■ 保安林制度の体系



5 保安林の指定・解除に関する国と都道府県の役割分担

- 保安林の指定・解除に関する権限・事務は、国と都道府県とで役割分担。
- 1～3号保安林(1号:水源かん養保安林、2号:土砂流出防備保安林、3号:土砂崩壊防備保安林)は、その指定の目的の性質上、受益範囲が広く流域に及ぶ保安林。
- 重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域。

保安林の指定・解除に関する権限・事務区分

保安林の区分		権限・事務区分
民有林	1～3号	重要流域
		重要流域以外
	4号以下	都道府県知事 (法定受託事務)
国有林		都道府県知事 (自治事務)
		農林水産大臣

6 地方分権改革におけるこれまでの議論

1. 地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。
- ② 2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなす。

重要流域以外の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県へ移譲すると共に、機関委任事務であった4号以下の保安林に関する事務を『自治事務』とした。

2. 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日)

- ① 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、原則として都道府県に移管する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行う。
- ② 保安林の指定・解除については、一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。

3. 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)

- ① 移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)に基づくものとする。
- ② なお、具体的な移譲の対象については、個別の協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

地方分権改革推進要綱では、一級河川の都道府県への移管に合わせた保安林指定・解除権限の都道府県への移譲が明記されたが、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針については、河川のみについて記述。

7 保安林解除手続と期間

農林水産大臣権限の場合

事前相談

保安林解除申請書
(申請者)

調査等
(2ヵ月)

解除申請書進達
(都道府県知事)

審査(3ヵ月)

解除予定通知
(農林水産大臣)

告示の準備
(2週間)

解除予定告示
公告・縦覧(40日)
(都道府県知事)

告示の準備

解除確定告示
(農林水産大臣)

手続期間
5.5ヵ月

都道府県知事権限の場合

事前相談

保安林解除申請書
(申請者)

審査・告示の準備
(3ヵ月)

手続期間
3ヵ月

解除予定告示
公告・縦覧(40日)
(都道府県知事)

告示の準備

解除確定告示
(都道府県知事)

※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

8 地方からの提案に対する当庁の考え方

(保安林指定・解除権限の移譲)

(1) 提案に対する基本的な考え方

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- ② このうち、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当。
- ③ その一方で、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月閣議決定)」を踏まえ、個別の一級河川の移譲の議論が完了したことから、当該水系を重要流域の指定から外すこととしており、当該流域に係る保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなる。

(2) 地方の個別の問題意識に対する考え方

- ① **大臣権限の保安林は、その解除に時間がかかる。**
⇒ 国の審査に係る標準処理期間を3カ月と定めており、平均処理期間は91.6日。全案件の約6割は45日以内で処理を完了している(申請者による補正期間を含めた平成24年度の実績値)。
- ② **道路改良等の軽微な解除であっても、大臣権限保安林の解除は事務手続の手間がかかる。**
⇒ 道路の新設又は改良に係る保安林解除申請については、書類の簡素化を措置している。
- ③ **知事権限保安林と審査基準が同じであるため、県において審査可能。**
⇒ 国の審査過程においては、解除要件を満たしていないこと等により補正が必要となる案件が多く、国による厳密な審査の重要性は高い。
- ④ **保安林解除手続が、災害復旧事業の迅速な実施の障害となっている。**
⇒ 災害復旧に関しては、先に復旧事業を進め、事後の保安林解除申請を可能としている。

(参考) 保安林制度における国と都道府県の役割分担

保安林整備計画流域一覧表

1	渡島地区	41	名取川	81	庄川	121	加古川～揖保川	161	吉田川～厚東川	201	駅館川～大分川
2	檜山地区	42	阿武隈川	82	庄川～石川県境	122	揖保川	162	厚東川～佐波川	202	大分川
3	尻別川	43	米代川～雄物川	83	能登地区	123	千種川	163	佐波川～錦川	203	大野川
4	積丹地区	44	雄物川	84	能登地区～手取川	124	円山川	164	錦川	204	番匠川
5	胆振地区	45	子吉川	85	手取川	125	円山川～鳥取県境	165	島しよ(山口県)	205	北川
6	鶴川	46	秋田県境～最上川	86	手取川～福井県境	126	淡路地区	166	吉野川	206	五ヶ瀬川
7	沙流川	47	最上川	87	九頭竜川	127	紀ノ川	167	吉野川～那賀川	207	耳川
8	日高地区	48	荒川	88	九頭竜川～京都府境	128	有田川	168	那賀川	208	一ツ瀬川
9	石狩川	49	最上川～新潟県境	89	富士川	129	日高川	169	那賀川～高知県境	209	大淀川
10	厚田地区	50	宮城県境～講戸川	90	矢作川	130	富田川	170	香川地区	210	大淀川～鹿児島県境
11	留萌地区	51	講戸川～夏井川	91	庄内川	131	白鷹川	171	香川県境～加茂川	211	川内川
12	天塩川	52	夏井川～茨城県境	92	木曾川	132	古盛川	172	加茂川～重信川	212	川内川～甲突川
13	十勝川	53	久慈川	93	南伊豆地区	133	千代川	173	重信川	213	甲突川～本城川
14	広尾地区	54	阿賀野川	94	北伊豆地区	134	天神川	174	脇川	214	本城川～肝属川
15	阿寒川	55	福島県境～久慈川	95	富士川～安倍川	135	日野川	175	脇川～高知県境	215	肝属川～宮崎県境
16	釧路川	56	那珂川	96	安倍川	136	鳥取県境～斐伊川	176	島しよ(愛媛県)	216	島しよ(鹿児島県)
17	根室地区	57	那珂川～利根川	97	安倍川～大井川	137	斐伊川	177	四万十川～愛媛県境	217	沖繩
18	斜里地区	58	利根川	98	大井川	138	斐伊川～江の川	178	四万十川	218	島しよ(沖縄県)
19	網走川	59	信濃川	99	大井川～天竜川	139	江の川	179	四万十川～仁淀川		
20	常呂川	60	荒川	100	天竜川	140	江の川～高津川	180	仁淀川		
21	湧別川	61	利根川～夷隅川	101	天竜川～愛知県境	141	高津川	181	物部川		
22	渚滑川	62	加茂川～養老川	102	渥美地区	142	島しよ(島根県)	182	物部川～徳島県境		
23	宗谷地区	63	養老川～江戸川	103	豊川～矢作川	143	兵庫県境～吉井川	183	山国川		
24	秋田県境～岩木川	64	多摩川	104	中多地区	144	吉井川	184	山国川～遠賀川		
25	岩木川	65	島しよ(東京都)	105	庄内川～木曾川	145	旭川	185	遠賀川		
26	岩木川～駒込川	66	多摩川～相模川	106	愛知県境～鈴鹿川	146	旭川～高梁川	186	遠賀川～佐賀県境		
27	駒込川～奥入瀬川	67	相模川	107	鈴鹿川	147	児島地区	187	矢部川		
28	下北地区	68	相模川～酒匂川	108	鈴鹿川～宮川	148	高梁川	188	筑後川		
29	奥入瀬川～五戸川	69	酒匂川	109	宮川	149	高梁川～広島県境	189	川上川		
30	馬淵川	70	酒匂川～静岡県境	110	宮川～熊野川	150	芦田川	190	川上川～長崎県境		
31	新井田川	71	山形県境～荒川	111	熊野川	151	芦田川～沼田川	191	佐賀北部		
32	青森県境～小本川	72	信濃川～関川	112	淀川	152	沼田川	192	佐賀県境～川棚川		
33	小本川～閉伊川	73	関川	113	由良川	153	沼田川～黒瀬川	193	中半島部		
34	閉伊川	74	姫川	114	由良川～兵庫県境	154	黒瀬川～太田川	194	島しよ(長崎県)		
35	閉伊川～宮城県境	75	佐渡地区	115	神崎川	155	太田川	195	菊池川		
36	米代川	76	新潟県境～黒部川	116	大和川	156	太田川～山口県境	196	白川		
37	北上川	77	黒部川	117	大和川～和歌山県境	157	島しよ(広島県)	197	緑川		
38	岩手県境～北上川	78	黒部川～常願寺川	118	武庫川	158	島根県境～橋本川	198	球磨川		
39	鳴瀬川	79	常願寺川	119	六甲地区	159	橋本川	199	島しよ(熊本県)		
40	鳴瀬川～名取川	80	神通川	120	加古川	160	橋本川～吉田川	200	山国川～駅館川		

凡例

重要流域
(農林水産大臣権限)

重要流域以外
(都道府県知事権限)

重要流域: 122流域

重要流域以外: 96流域

保安林制度に関する提案について

Ⅱ 解除に係る大臣同意

9 保安林制度における大臣同意協議の対象

○ 都道府県知事権限の保安林の解除において、農林水産大臣の同意が必要となるのは、以下の2とおり

- (1) 重要流域以外の1～3号保安林の解除面積が一定規模以上の場合
- (2) 過去に保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

保安林解除に農林水産大臣の同意が必要な場合

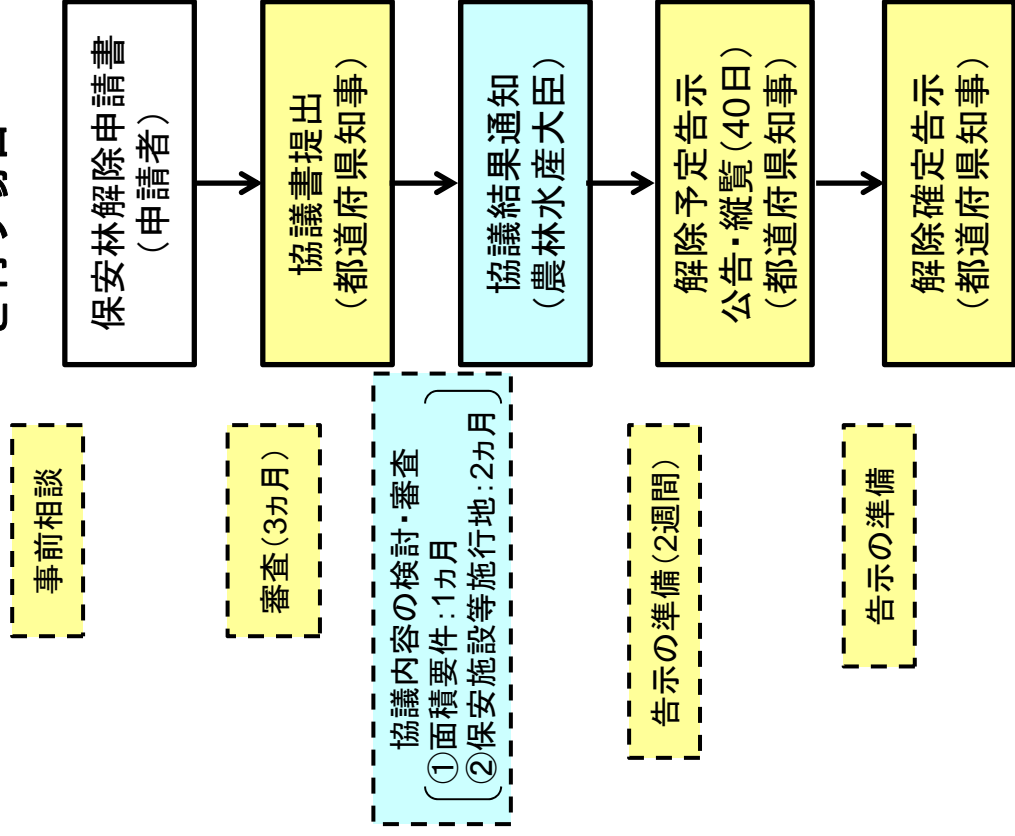
保安林の区分		権限・事務区分	
民有林	1～3号	重要流域	農林水産大臣
		重要流域以外	都道府県知事 (法定受託事務)
	4号以下		都道府県知事 (自治事務)
国有林			農林水産大臣

①解除面積が一定規模以上の場合(※)
②保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

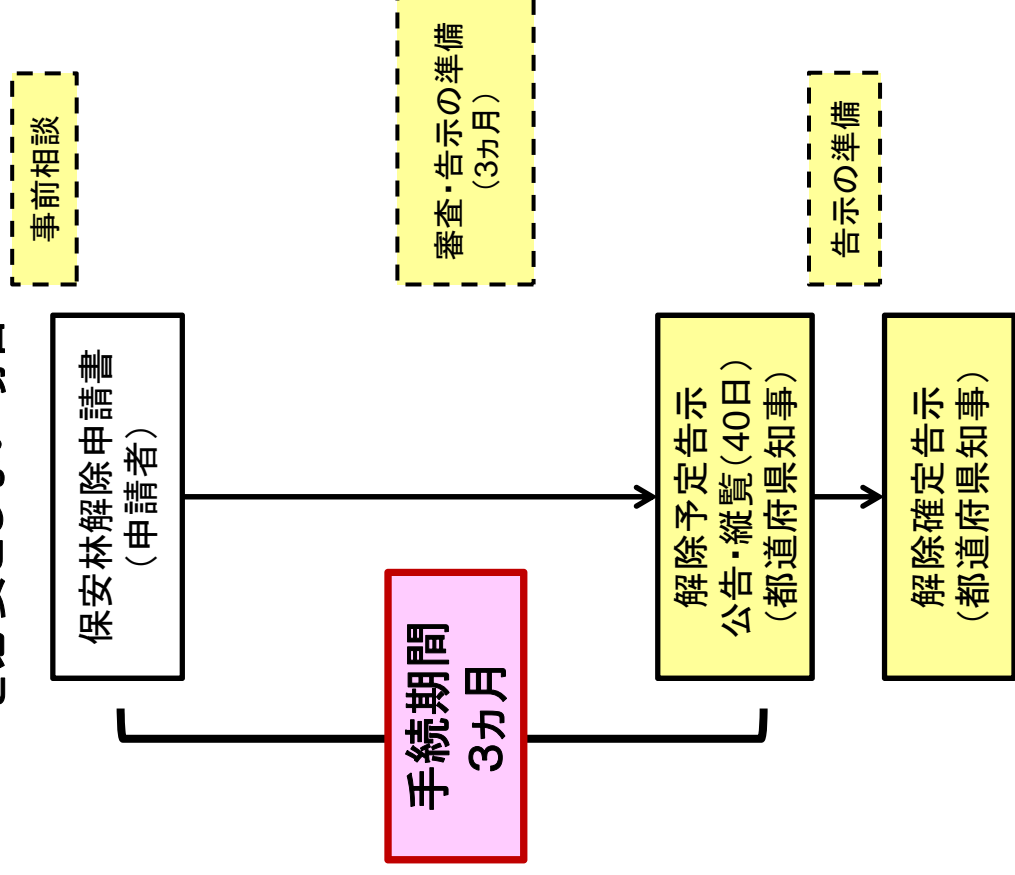
※ 一定規模とは、指定理由の消滅による解除の場合は1ha以上、公益上の理由による解除の場合は5ha以上をいう。

10 保安林解除に係る大臣同意手続と期間

農林水産大臣同意協議 を行う場合



農林水産大臣同意協議 を必要としない場合



手続期間
①4.5カ月
②5.5カ月

手続期間
3カ月

※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

11 地方からの提案に対する当庁の考え方 (大臣同意の廃止)

(1) 重要流域以外の1～3号保安林の解除面積が一定規模以上の場合

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- ② 一定面積以上の森林の開発では、土砂の流出等の問題発生率が上昇する傾向があることから、重要流域以外であっても、国が広域的な観点から保安林解除の妥当性を審査する必要がある。また、該当する案件数は、平成23年度以降で全国8件にとどまっており、大臣権限の保安林解除事務を通じて事例を集積している国による審査は、一定面積以上の開発に内包する危険性を低減する意味において有効。

(2) 過去に保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

- 保安施設事業等は、国民の生命・財産・社会経済活動を守ることを目的とし、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で国費を投入して実施するものである。
このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、全国的見地から国民の安全が等しく確保されるよう、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要。

(3) 地方の個別の問題意識に対する考え方

- ① 国の同意協議により、保安林解除に時間がかかる。

⇒ 国における標準処理期間を定めており、ほぼ全ての案件をその期間内で処理。標準処理期間が2ヵ月と定められている保安施設事業等施行地に係る解除案件についても、1ヵ月以内に処理を行っている。

- ② 形式的な同意協議は不要。

⇒ 同意協議においても、解除要件の内容に関する審査を行っている。解除要件である「事業実施の確実性」に関する補正が必要となつた事例もあり、形式的な審査ではない。

- ③ 大臣同意手続が、災害復旧事業の迅速な実施の障害となっている。

⇒ 災害復旧に関しては、先に復旧事業を進め、事後に保安林解除申請を行うことが可能。

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会
ヒアリング資料

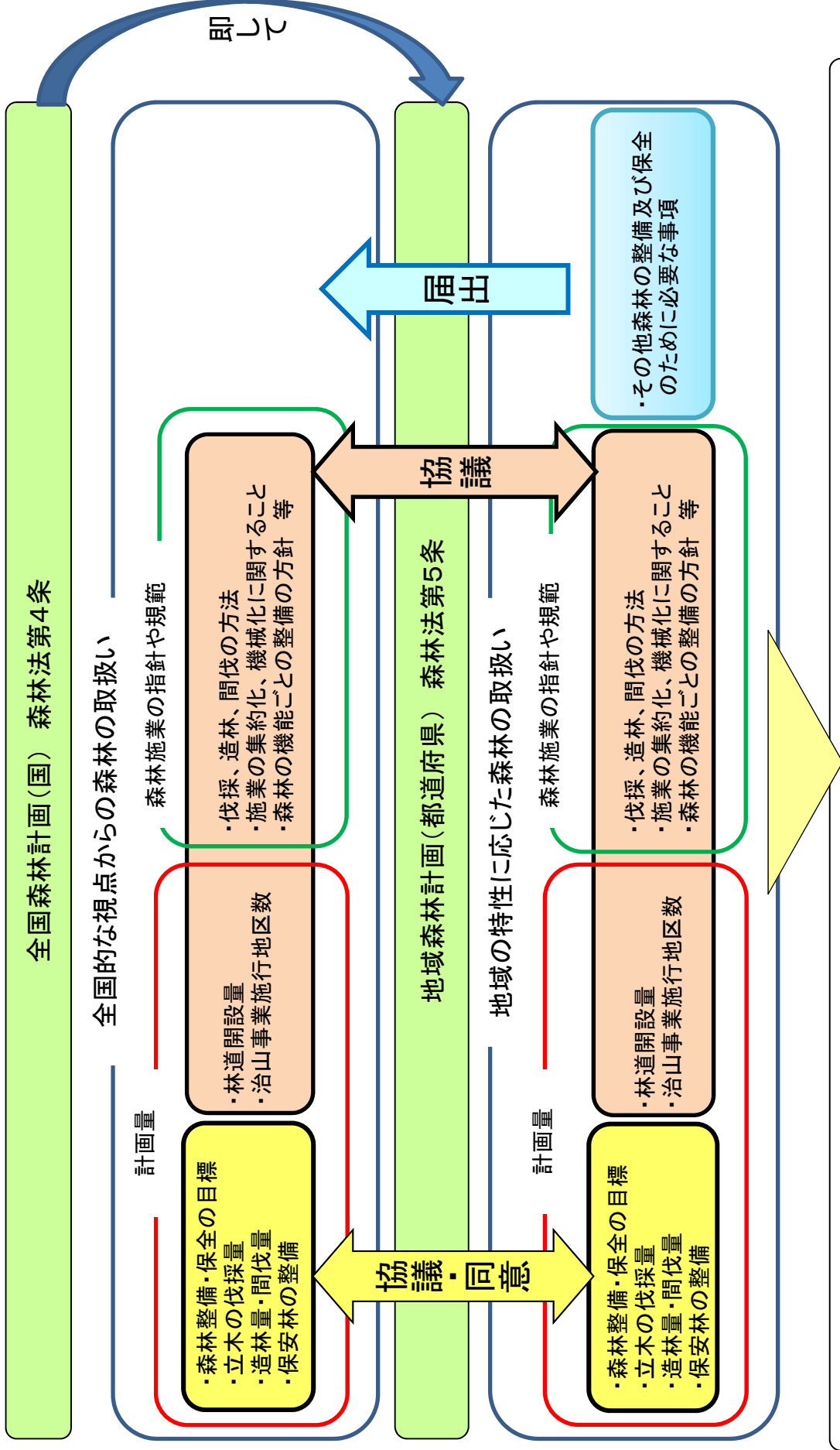
地域森林計画の策定について

平成26年9月11日
林野庁森林整備部計画課

1 森林計画制度の目的と役割

- 森林計画制度は、地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を図るため、国が全国的な視点から全国森林計画において森林の取扱いに係る目標や基本的な考え方を規定し、これに即して、都道府県が地域の実態に応じ地域森林計画において森林の取扱いに係る基準や方法等を具体的に規定するもの
- 森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など、森林の取扱いの根幹に係る計画量について、都道府県が国と協議し国が同意する仕組みにより整合を図り、森林・林業施策の実効性を確保
- また、伐採、造林、間伐の方法等について、都道府県が国と協議する仕組みにより、伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業方法の規律についての全国的な公平性を担保

2 地域森林計画策定のスキーム



市町村が策定する市町村森林整備計画、森林所有者等が作成する森林経営計画等を通じて計画の実行を確保

3 地域森林計画の国への協議・同意の必要性

①適切な森林の整備・保全を全国的に確保(その1)

- 森林の有する多面的機能の効果は、広域に及ぶとともに、ひとたび失われると回復に長期を要する
- 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進、頻発している自然災害への防備、さらに外国資本による森林買収の懸念といった全国的課題がある中で、未然に無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していくことが必要

■ 過去の森林荒廃と現在の森林状況



滋賀県野洲市(明治44(1911)年)

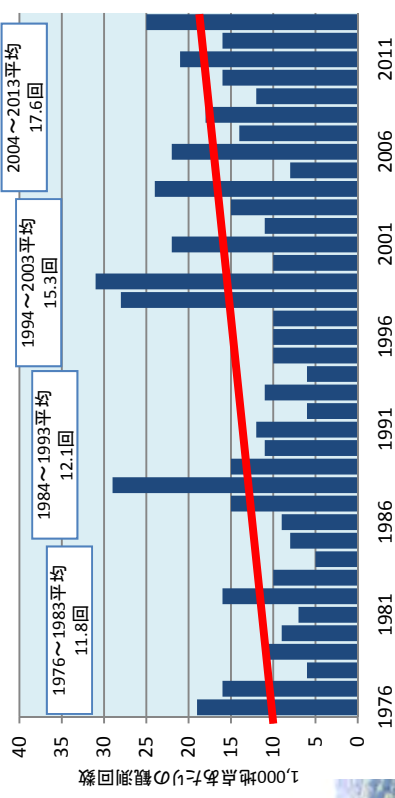
滋賀県野洲市(平成21(2009)年)



計画的な森林の
整備・保全の成果

■ 山地災害の発生リスクの高まり

1時間降水量80mm以上の発生回数(1000地点当たり)



出典: 気象庁HPデータを基に作成

①適切な森林の整備・保全を全国的に確保(その2)

- 全国森林計画では、都道府県の意見を聴いて全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な立木の伐採量や造林量・間伐量等の計画量を定めているところ
- 伐採量と間伐量はおおむね計画量を確保している一方、造林量は計画量を下回っている状況
- 将来にわたって我が国全体の二酸化炭素吸収や林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を確保する上で、適切な伐採及びその跡地への造林を進めることは重要な課題
- このため、森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など森林の取扱いの根幹に係る計画量については、資源計画としての国の全国森林計画との整合性を保つ必要

■ 伐採立木材積等の実績

区分		実行率※1
伐採立木材積	主伐	84%
	間伐	103%
人工造林面積		48%
保安林の指定面積※2		94%

※1 実行率は、前全国森林計画(平成21～36年度の計画量の年平均)に対する実績(平成20～23年度実績の年平均)の割合

※2 保安林の指定面積の実行率は、前全国森林計画の計画面積に対する平成23年度末時点の指定面積の割合

■ 森林の有する多面的機能の発揮

国土の保全 ○土砂災害防止 ○土壌保全	水源のかん養 ○洪水緩和 ○水資源貯留 ○水質浄化
生物多様性の保全 ○野生動物植物種の生育・生息の場 ○森林生態系の保全	地球温暖化の防止 ○二酸化炭素吸収 ○化石燃料代替
林産物の供給 ○木材(建築材、燃料材等) ○食料(きのこ、山菜等)	その他 ・快適環境形成 ・保健・レクリエーション ・文化

○森林の有する公益的機能の貨幣評価額については年間約70兆円※と試算

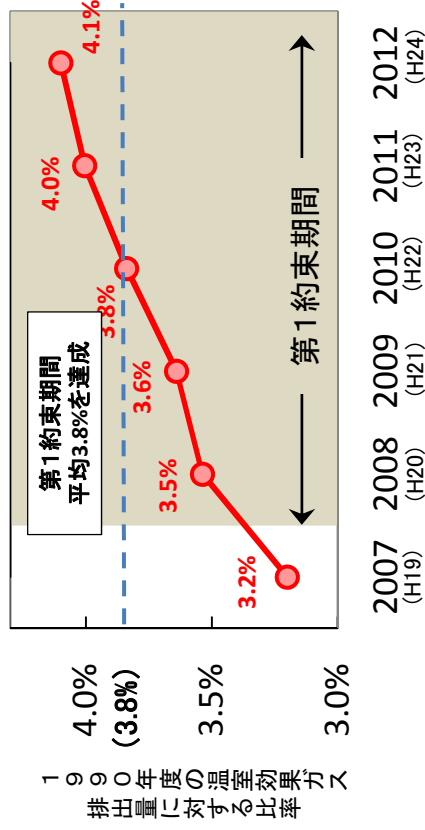
※貨幣評価可能な機能は一部にすぎないこと、機能により評価手法が異なることから、単純に合計することは正確ではないが、参考として示したもの

※日本学術会議管轄「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及びひ同関連付属資料(平成13(2001)年11月)

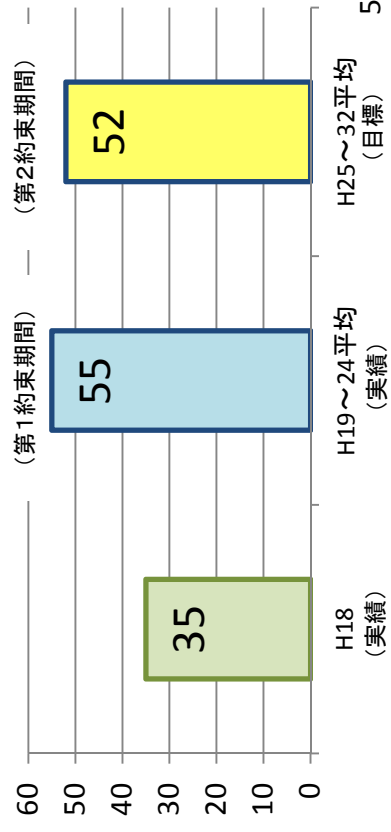
② 日本として国際的に表明した森林吸収源対策の着実な実行を確保

- 地球温暖化対策において、温室効果ガス(CO₂)の吸収源である森林の整備が重要な役割
- 京都議定書第1約束期間(2008～2012年)における我が国の削減約束(1990年比6%減)のうち、3.8%を森林吸収源対策で確保
- 第2約束期間(2013年～2020年)について我が国は、
 - 2020年の削減目標を2005年度総排出量比で3.8%減とするこ
と
 - このうち2.8%以上を森林吸収源対策で確保すること
を表明(平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した第1回隔年報告書に明記)
- この達成のためには、年平均52万haの間伐等の実施が必要

■ 京都議定書に基づく森林吸収量の推移



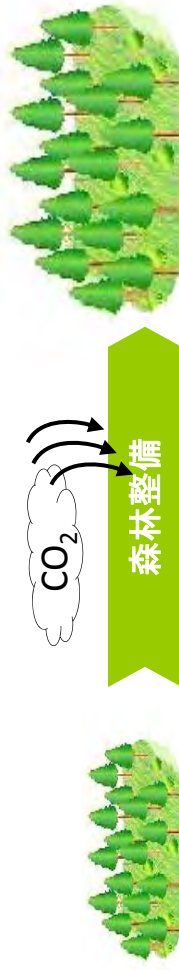
■ 間伐面積の推移



■ 間伐等による森林吸収量の確保

1990年以降に人為活動(「新規・再植林」※1、「森林経営」※2)が行われている森林における吸収量がカウント

→間伐等の森林整備の着実な実行が必要



※1: 1990年時点で森林でなかった土地に植林(我が国では対象地はごくわずか)

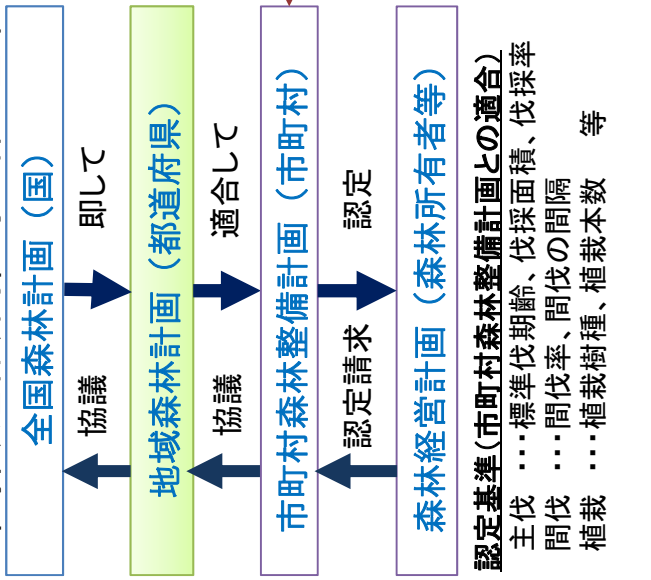
※2: 1990年以降に行った間伐等の森林整備

③全国的な視点からの公平性の確保

○森林の樹種、成長量などは地域ごとに異なるため、伐採、造林、間伐の方法等の具体的な基準については、地域森林計画及び市町村森林整備計画において決定

○これらの基準は、森林所有者等に対する伐採、造林、間伐に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制における特例や各種補助金の要件につながるものであるため、全国的な視点から一定の水準を確保することが必要

■伐採、造林、間伐等に係る基準



(森林経営計画に認定された場合)
税制の優遇、各種補助金

(市町村森林整備計画に適合しない場合)
伐採、造林に係る勧告・命令

■ 大面積の伐採事例 (適合しない場合)



4 都道府県による地域森林計画の策定・変更の手続き等

森林の現地調査や現地意見交換等の実施

関係機関（森林管理局・市町村等）との事前調整

地域森林計画の案の作成

公告・縦覧（おおむね30日）、関係機関への意見聴取

農林水産大臣との事前調整※

※公告・縦覧と同時の実施

標準処理期間は2週間

森林審議会への諮問

農林水産大臣への協議・届出・同意

2週間以内に同意の通知
ただし事前調整されている場合は直ちに同意の通知

計画の決定・公表

(参考) 地方分権改革におけるこれまでの議論や改正経緯等

		勧告・措置等の概要	
日付	地方分権の動き		
H20.5.28 H20.12.8 H21.10.7	地方分権推進委員会 第1次～第3次勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が定める地域森林計画の策定・変更に係る国との関係について、協議を廃止すべき 同意協議を同意を要しない協議にすべき 	
H21.11.9	地方分権推進委員会 第4次勧告	(記載なし)	
H21.12.15	地方分権推進計画(第1次見直し) [閣議決定]	(記載なし)	
H22.6.22	地域主権戦略大綱(第2次見直し) [閣議決定]	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画の計画事項である「その他必要な事項」を任意的記載事項化 ・公告縦覧期間の例示化 	
H23.4.22 森林法改正 (H24.4.1施行)		<ul style="list-style-type: none"> ○地域森林計画の同意協議事項のうち、「林道開設延長」及び「治山事業施行地区数」を協議に改正 ○計画事項である「その他必要な事項」については任意的記載事項に改正 ○公告縦覧期間を例示化 	
H23.11.29 H25.3.12 H25.6.7	義務付け・枠付けの更なる見直し (第3次・第4次見直し) [閣議決定] ↓ 第3次一括法(H25.9.13施行))	<ul style="list-style-type: none"> ○地域森林計画に係る都道府県審議会の委員数の上限に係る規定を廃止 ○任意的記載事項を協議事項から届出事項に改正 ○協議の迅速化を図るため事前調整の標準的事務処理期間を設定(長官通知改正(H25.3.29施行)) 	

(参考)

多様で健全な森林への誘導

期待する機能、自然条件・立地条件等に応じた管理

H22年時点の状態

育成単層林
(1,030万ha)

育成複層林
(100万ha)

天然生林
(1,380万ha)
未立木地、竹林等も
含む

従来の伐期で伐採・更新

長期化
(従来の2倍程度の伐期で伐採・更新)

複層林化 (針葉樹のモザイク林)

複層林化 (針広混交林化、広葉樹林化)

更新補助 (密生した灌木の除間伐等)

必要に応じて植生の復元を図るなどの
適切な保全管理

指向する森林の状態
(100年後)

育成単層林
(660万ha)

植栽

間伐

樹冠層が単一の森林として人為により成立・維持

育成複層林
(680万ha)

樹冠層が複数の森林として人為により成立・維持

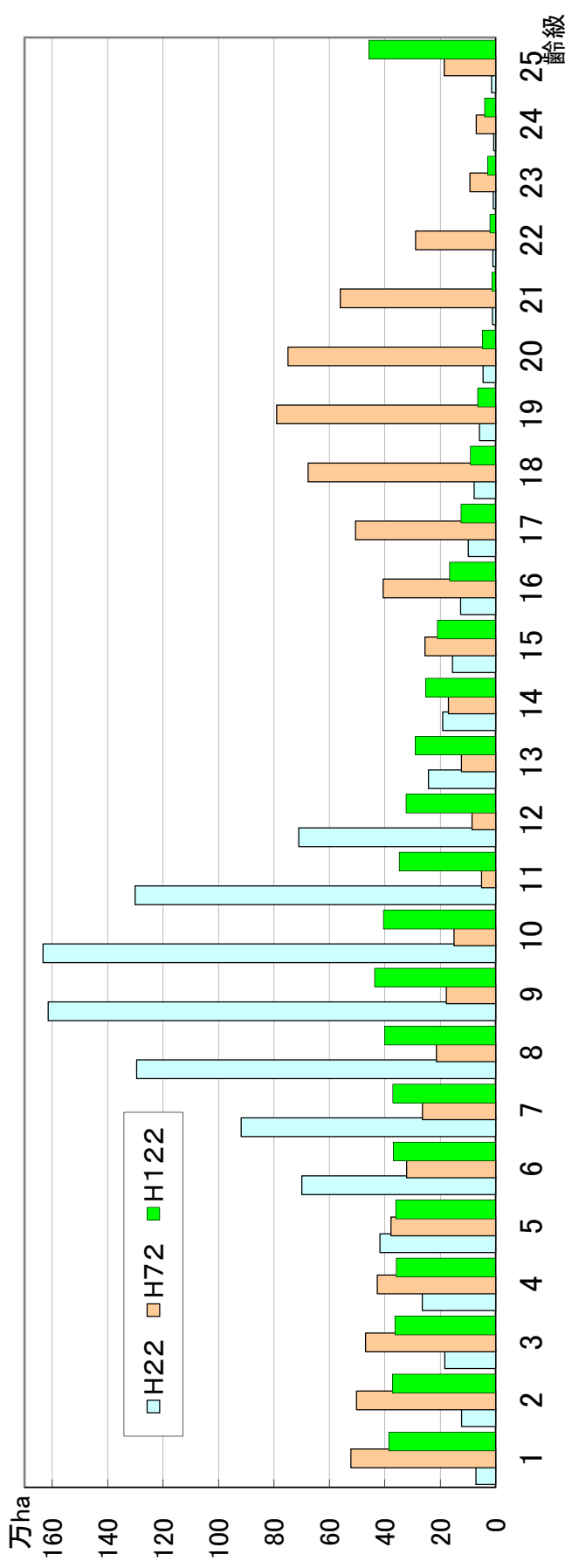
天然生林
(1,170万ha)

主に自然散布の種子の発芽・生育により成立・維持

(森林・林業基本計画 (平成23年7月))

(参考) 将来(50年後・100年後)における齡級構成の推計

- 森林・林業政策においては、森林の生育期間の長期性を踏まえ、収入を目的とした短期的な経済活動だけに委ねるのではなく、長期的・広域的な視点からの取組が必要
- このため、森林計画制度により、国、都道府県、市町村、森林所有者等がたてる各計画の整合性を確保する協議・同意の仕組みが必要



人工林(育成単層林)の齡級構成について、指向する森林の状態である100年後及び途中経過である50年後の齡級構成を一定の条件のもとで試算(森林・林業基本計画関係資料(H23.4.21))

(参考) 全国森林計画と地域森林計画の関係

■ 全国森林計画の策定への都道府県の関わり

- 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。（森林法第4条第8号）

■ 全国森林計画と地域森林計画の計画量の調整手続

- 地域森林計画に関する農林水産大臣の同意は、次のとおり行う。
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
森林計画区における森林の構成等に応じ、全国森林計画に定められた森林整備及び保全の目標に係る留意事項を反映したものとされていること。
 - (2) 伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林の整備
全国森林計画の広域流域ごとの計画量を森林計画区ごとに配分した数量の上下20%の範囲内であること。
ただし、全国森林計画の樹立後の経済情勢の変動等により、当該範囲を超えて定めることにつき相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

(「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(林野庁長官通知)及び「地域森林計画の樹立及び変更に係る農林水産大臣への協議等について」(林野庁計画課長通知)で規定)